

## 不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	3202001		処分名	使用料の徴収		
区分	不利益処分・条例		処分権者	市長		
担当部署	部	都市整備部		課	市街地整備課	
根拠規定	鈴鹿市都市公園条例				第11条	
基準規定	①	鈴鹿市都市公園条例			第11条、第11条の2、別表第1	
	②					
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和1年12月20日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>海のみえる岸岡山緑地や鈴鹿川河川緑地のデイキャンプ施設やバーベキュー施設、その他公園内で、参加者から料金を徴収し、業として行われる飲食会は、「競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行う場合」として使用料の徴収対象となる。</p> <p>その他については、法令等の規定どおり。</p> <p>「※ 基準規定(参考)」</p> <p>(使用料) 第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第1に掲げる使用料を納付しなければならない。ただし、法第5条第1項の許可に係る使用料については、当該許可に係る入札の落札金額とすることができる。</p> <p>(使用料の徴収方法) 第11条の2 前条の使用料は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可をした日から1箇月以内に納入通知書により一括して徴収する。ただし、当該許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降に係る使用料は、毎年度当該年度分を4月30日までに徴収する。</p>					
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	適用除外		行政手続法条例13条第2項第4号に該当			
備考						